

フジ志度店 西エリア (No.1172)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月16日 香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号																																																										
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 フジ志度店 西エリア 所在地 さぬき市志度字花池尻 2448 番 外 33 筆																																																										
変更した事項	<p>(1) 大規模小売店舗の名称 【変更前】 パルティ・フジ志度西エリア 【変更後】 フジ志度店 西エリア</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>【変更前】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>代表者氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社フジ</td> <td>愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</td> <td>尾崎 英雄</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【変更後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>代表者氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社フジ</td> <td>愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</td> <td>①山口 普 ②尾崎英雄</td> <td>①H30.5.17 ②R4.3.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>【変更前】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>代表者氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社フジ</td> <td>愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</td> <td>尾崎 英雄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社メガネのハスイ</td> <td>木田郡三木町鹿伏 310</td> <td>蓮井マリリン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社ライトオン</td> <td>茨城県つくば市吾妻一丁目11番1</td> <td>藤原 政博</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社花由</td> <td>徳島県徳島市東沖洲二丁目41番1</td> <td>加藤 真志</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社フォトクリエイト</td> <td>愛媛県伊予郡砥部町拾町20番地 ①愛媛県松山市平井町甲1436番地1</td> <td>田中 実</td> <td>①H20.5.1 住所変更 H29.6.30 退店</td> </tr> </tbody> </table> <p>【変更後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>代表者氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①株式会社フジ・リテイリング</td> <td>愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</td> <td>②山口 普</td> <td>①R4.3.1 承継(会社分割) ②H30.5.17 代表者変更</td> </tr> <tr> <td>株式会社メガネのハスイ</td> <td>木田郡三木町鹿伏 310</td> <td>蓮井マリリン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社ライトオン</td> <td>①東京都渋谷区神宮前6-27-8 京セラ原宿ビル6F</td> <td>②川崎純平 ③藤原祐介</td> <td>②H23.9.1 代表者変更 ①③H30.9.1 住所・代表者変更</td> </tr> </tbody> </table>			名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	尾崎 英雄		名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	①山口 普 ②尾崎英雄	①H30.5.17 ②R4.3.1	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	尾崎 英雄		株式会社メガネのハスイ	木田郡三木町鹿伏 310	蓮井マリリン		株式会社ライトオン	茨城県つくば市吾妻一丁目11番1	藤原 政博		株式会社花由	徳島県徳島市東沖洲二丁目41番1	加藤 真志		株式会社フォトクリエイト	愛媛県伊予郡砥部町拾町20番地 ①愛媛県松山市平井町甲1436番地1	田中 実	①H20.5.1 住所変更 H29.6.30 退店	名称	住所	代表者氏名	備考	①株式会社フジ・リテイリング	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	②山口 普	①R4.3.1 承継(会社分割) ②H30.5.17 代表者変更	株式会社メガネのハスイ	木田郡三木町鹿伏 310	蓮井マリリン		株式会社ライトオン	①東京都渋谷区神宮前6-27-8 京セラ原宿ビル6F	②川崎純平 ③藤原祐介	②H23.9.1 代表者変更 ①③H30.9.1 住所・代表者変更
	名称	住所	代表者氏名	備考																																																							
	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	尾崎 英雄																																																								
	名称	住所	代表者氏名	備考																																																							
	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	①山口 普 ②尾崎英雄	①H30.5.17 ②R4.3.1																																																							
	名称	住所	代表者氏名	備考																																																							
	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	尾崎 英雄																																																								
	株式会社メガネのハスイ	木田郡三木町鹿伏 310	蓮井マリリン																																																								
	株式会社ライトオン	茨城県つくば市吾妻一丁目11番1	藤原 政博																																																								
	株式会社花由	徳島県徳島市東沖洲二丁目41番1	加藤 真志																																																								
	株式会社フォトクリエイト	愛媛県伊予郡砥部町拾町20番地 ①愛媛県松山市平井町甲1436番地1	田中 実	①H20.5.1 住所変更 H29.6.30 退店																																																							
	名称	住所	代表者氏名	備考																																																							
	①株式会社フジ・リテイリング	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	②山口 普	①R4.3.1 承継(会社分割) ②H30.5.17 代表者変更																																																							
	株式会社メガネのハスイ	木田郡三木町鹿伏 310	蓮井マリリン																																																								
株式会社ライトオン	①東京都渋谷区神宮前6-27-8 京セラ原宿ビル6F	②川崎純平 ③藤原祐介	②H23.9.1 代表者変更 ①③H30.9.1 住所・代表者変更																																																								

フジ志度店 西エリア (No.1172)

	株式会社花由	徳島県徳島市東沖洲二丁目 41 番 1	加藤 洋平	H27.10.1 代表者変更
変更の年月日	(1) 平成 24 年 3 月 1 日 (2) (3) 上記備考欄のとおり			
変更する理由	(1) 出店業態名の整理のため (2) 取締役の異動による代表者変更のため (3) 上記備考欄のとおり			

2 届出年月日 令和 4 年 5 月 2 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び さぬき市建設経済部商工観光課

縦覧期間： 令和 4 年 5 月 16 日から令和 4 年 9 月 16 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 4 年 9 月 16 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ